

「2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等 管理システムサービス提供業務」に係る企画及び協賛提案 公募要領

1. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「本協会」という。)は、2025年日本国際博覧会(以下、万博という。)開催期間中における来場者の安全かつ円滑な移動の実現を図るため、主要鉄道ターミナルからの駅シャトルバス、会場外駐車場からのP&Rバス等が発着する夢洲交通ターミナルに対し、各種設備の一元管理が可能な管理システムを導入する。

この事業については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より利用しやすいシステムサービスを提案する必要があることから、企画及び協賛提案により受託事業者を募集する。

2. 業務の名称

2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務

3. 業務の概要

夢洲第1交通ターミナル全体への情報発信機能、各バス乗降場の案内サイネージ及び音声案内装置、各バス乗降場及び夢洲第1ターミナル内一時待機場場の満空管理機能、各バス乗降場用途及び発着ダイヤ管理表作成業務、他のシステムとの連携、システム稼働に要する機器等環境整備及び運用保守サービス提供業務とする。

詳細は「仕様書」のとおり。

※ただし、「仕様書別紙2詳細仕様書」は守秘義務誓約書(様式1)を提出した者に開示する。

4. 提案上限額

5.6億円(税込)(協賛額を含む。)

5. スケジュール

2023年8月10日(木)	公募開始・質問受付開始
2023年8月24日(木)	質問受付締め切り
2023年8月30日(水)	質問回答
2023年9月15日(金)	守秘義務誓約書の提出締め切り
2023年9月15日(金)	提案書類提出締切(企画・協賛)
2023年10月上旬頃	評価委員会・プレゼンテーション
2023年10月中旬頃	審査結果公表
2023年11月中旬頃	契約締結(企画)
2023年11月中旬以降	契約締結(協賛)・協賛者名の公表
2025年12月31日(水)	業務終了(報告書提出)

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(5)及び(6)は一の構成員において又は共同企業体として有していればよい。)また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと
- (5) 2013年4月1日から2023年3月31日までの間(10年間)に、以下の内容に関する業務実績または類似の実績があること。ただし、すべてが同一契約内での実績でなくとも可とする
 - ア 複数事業者が乗り入れるバスターミナル運行情報表示システムの構築
 - イ 単一事業者が乗り入れるバスターミナル運行情報表示システムの構築
- (6) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)
 - イ プライバシーマーク(JIS Q 15001)
- (7) 共同企業体に係る事項
 - ア 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること
 - イ 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること
- (8) 応募前に協会に守秘義務誓約書(様式1)を提出していること

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に守秘義務誓約書(様式1)を提出すること。セキュリティの観点から、守秘義務誓約書を提出した者に限り、詳細仕様書、企画提案書作成要領(別添1)及び機能要件回答書(様式4)を開示する。受付手続等は、以下のとおりとする。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

なお本業務は、企画及び協賛提案を同時に公募する趣旨に鑑み、協賛提案を行う場合は、企画提案と協賛提案を区別し、それぞれの提案内容に要する価格を明確に提示すること。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間
2023年8月10日(木)から9月15日(金)まで
 - イ 配布方法
協会ホームページからダウンロードすること。(郵送による配布は行わない。)
(<https://www.expo2025.or.jp/>)

(2) 守秘義務誓約書(様式1)の受付

ア 受付期間

2023年8月10日(木)から9月15日(金)まで

イ 提出方法

電子メール(kotsu@expo2025.or.jp)により提出すること。

※「件名」の初めに「【守秘義務誓約書】2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行
情報サイネージ等管理システムサービス提供業務」と明記し、守秘義務誓約書(様式1)
に記名・押印のうえ、PDFにしてメールに添付すること。

※また電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて着信の確認を行うこと。

(電話番号:06-6625-8604)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで(12時から13時を除く)

なお、電子メールによる送付後、押印済み原本を下記の宛先へ郵送により提出すること。

※郵送による提出は、9月15日(金)までの消印のあるものを有効とする。

宛先:〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階(受付)
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 交通部 輸送調整課

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(3) 提案書類の受付

ア 受付期間

2023年8月10日(木)10時から2023年9月15日(金)17時まで

イ 応募書類の提出方法

応募書類(紙、電子媒体に収納したPDFファイル)は郵送により提出すること。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出は不可とする。

※2023年9月15日(金)までの消印があるものを有効とする。また、郵送と合わせて必ず受
付期間中に電子メール(kotsu@expo2025.or.jp)で応募した旨を送信すること。

※送付先:公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局交通部輸送調整課

(担当:濱田)

※住 所:〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

※電話番号:06-6625-8604

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(4) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社
章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【詳細仕様書等開示に必要な書類】

守秘義務誓約書(様式1)

※守秘義務誓約書を提出した者に限り、詳細仕様書、企画提案書作成要領及び機能要件回答書
(様式4)、情報セキュリティガイドライン、データ利活用ガイドラインを開示する。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書(様式2:原本1部)
- イ 企画提案書等(様式自由:原本1部、副本10部(作成にあたり、「企画提案書作成要領」を参照))
- ウ 応募金額提案書(様式3-1:原本1部、副本10部)
- エ 積算内訳書(様式3-2:原本1部、副本10部)
- オ 機能要件回答書(様式4:原本1部、副本10部)
- カ 業務実績申告書(様式5:原本1部、副本10部)
- キ 共同企業体で参加の場合
 - ①共同企業体届出書(様式6:原本1部)
 - ②共同企業体協定書(様式7:原本1部)
- ク 誓約書(参加資格関係)(様式8:原本1部)
- ケ 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について(チェックシート)(様式9:原本1部)
- コ 情報セキュリティガイドライン(※守秘義務誓約書を提出した者に限り、開示する)の添付資料のうち、セキュリティ要件一覧表(万博サービス提供者向け)(原本1部)

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

- サ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
- シ ① 法人登記簿謄本(1部)
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
- ス 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- セ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- ソ 使用印鑑届(様式10:原本1部)
- タ 印鑑証明書(原本1部)
- チ 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式12:原本1部)
- ツ 許認可証等写し(1部) ※6(6)ア又はイに係る認定証の写し
- テ 誓約書(元請用)(様式13:原本1部)

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(7) その他

ア 応募は1者1提案とする。(共同企業体構成員として参加する場合を含む)

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出も行うこと。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務」提案書 株式会社〇〇(法人名)

エ 書類提出後の差し替えは認めない。(協会が補正等を求める場合を除く。)

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2023年8月24日(木)17時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:kotsu@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」の始めに【質問】「2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式11)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで ※12時から13時の間を除く)

イ 質問への回答は、2023年8月30日(水)までにメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務委託公募について】に掲載する。

10. プレゼンテーションの実施

応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、評価委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

- ① 時期:2023年10月上旬頃
- ② 場所:事前案内通知時に決定
- ③ 時間:事前案内通知時に決定
- ④ 評価者:2025年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務 評価委員会 委員
- ⑤ 内容:業務実施方針について
- ⑥ 参加者:本業務における管理技術者及び主任技術者最大3名まで

11. 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、本業務実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格が安価な者を最優秀提案者とする。
- イ 審査は、書類審査を行い、その中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査の開催方法(対面形式、オンライン)は事前案内通知時に決定する。
プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉候補者に決定する。
- オ 協賛提案がある場合は、企画提案と協賛提案を一括して審査するが、価格点評価は本業務実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格を審査対象とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去 10 年間に以下の内容に関する業務実績または類似の実績があるか。 ・ 同種:複数事業者が乗り入れるバスターミナル運行情報表示システムの構築 ・ 類似:単一事業者が乗り入れるバスターミナル運行情報表示システムの構築 	20 点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括責任者及び担当者の主な実績 ○ 業務推進方針(各業務に対する取り組み) 	5 点
「実施方針・取組体制・スケジュール」等の提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の実施方針、スケジュール、特に重視する設計上の配慮、その他の業務上の配慮事項の提案を求める。 	5 点
提供すべきサービスの提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ システムの機能提案の検討・設計・構築 <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の特性・仕様を踏まえたシステムの提案(プログラム) ・繁閑、時間帯(朝・昼・夕)に応じた複数の乗降場利用パターンの円滑な切り替え及び来場者への案内方法に関する提案 ・複数事業者で共用するバス乗降場における効率的な車両検知方法の提案 ○ 機器・設備等の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用を考慮した機器設計等、動作環境構築の提案(機器・設備) ○ 運用保守サービス業務 <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用を考慮した日常的な保守業務及び、障害発生時における対応の提案 ○ その他機能要件の実現の具体的提案 	30 点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレゼンテーションによる説明力、取組意欲 	10 点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格点の算定式 満点(30 点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※本業務の実施のために必要となる費用の総額から、協賛提案額を除いた価格を審査対象とする。 	30 点
合計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 夢洲第1交通ターミナル運行情報サイネージ等管理システムサービス提供業務委託の企画提案公募について】において公表する。

- ① 最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が 2 者であった場合、次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 協賛(運営参加)提案の受付

本業務の企画提案にあわせて本業務内容のうち、下表に示す内容について協賛(運営参加)の提案を受付ける。なお協賛提案は任意であり、必ずしも提案する必要はない。なお、協賛を求める数量については3-1.仕様書を参照すること。

協賛項目	単位	備考
乗降場用サイネージ	1基	32インチ以上、IPX5以上
乗降場用サイネージ筐体	1式	外装・意匠及び内部冷却装置含む (ハードディスク、冷却器、換気装置等を想定)
指向性スピーカー	1基	IPX5以上
放送用マイク	1基	
放送用関連機器 (アンプ等)	1基	
バス車両検知機器	1基	超音波式、カメラ式等、方式は任意

(1) 協賛申出書の受付

7(4)【応募時に必要な書類】を併せて提出すること

(2) 協賛参加資格

契約交渉の相手方のみとする。

(3) 協賛提案の協議及び審査結果の通知

契約交渉の相手方が決定後、協賛提案内容については本協会が契約交渉の相手方との個別協議を経て審査し、その結果を契約交渉の相手方に通知する。

(4) 協賛提案の契約手続き

協賛提案の契約手続きは、企画提案の契約手続きとは別に本協会が契約交渉の相手方と協議を行い、締結する。なお、契約書については別途提示する。

(5) 履行できない場合の措置

何らかの事由により協賛提案の内容が履行できない場合には、資金協賛等、他の手段により代替措置が必要となる。その場合の具体的手続きについては、本協会との協議によるものとする。

(6) 協賛者名の公表

協賛契約締結後、協賛者名を本協会ホームページにて公表する。

(7) 協賛特典

ア 呼称権

協賛者は、運営参加への協賛について、協賛者の商品やサービスの広告やプロモーション等に、当協会が協賛内容に応じて付与する呼称を使用することができる。

イ 名称表示権

協賛者は協賛者の名称・ロゴマークを協賛対象の物品に限り、万博会場内外の媒体・アイテム等へ表示することができる。なお、表示箇所・表示面積・表示回数等については、協賛内容の多寡に応じて、当協会が別途定める。

ウ 協会ホームページ等での社名掲載権

当協会ホームページ、出版物等に、協賛者の名称を掲載する。

エ 万博公式ロゴマーク使用权

協賛者は、万博公式ロゴマーク、公式キャラクター及びデザインシステムを企業広告、社内利用物、頒布品等に使用することができる。ただし、使用方法、使用開始時期等については、当協会が別途定める。なお、協賛者の商品への使用は本協賛特典の対象外であり、協賛者が商品への使用を希望するときは、別途ライセンス契約を締結する必要がある。

※協賛特典の詳細については、会場整備参加（第2回）・運営参加（第5回）参加説明資料P.16～21を参照。

https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230712_sanka.pdf

13. 契約手続きについて(企画提案)

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、完了した業務について協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式13)を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式12)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約交渉の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① 契約交渉の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ② 契約交渉の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約交渉の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約交渉の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約交渉の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

14. 持続可能性の確保

- (1) 受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 受注者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 受注者は、協会が受注者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 受注者は、協会が受注者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、受注者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が受注者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、受注者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

15. その他

- (1) 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意すること。
情報セキュリティの確保にあたっては、仕様書を熟読するとともに、情報システム届出書及びセキュリティ要件一覧表を提出し遵守すること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)等を遵守すること。
- (4) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。